

## シリーズ13

## 宗教

## アースハートについて

アースハート被害対策弁護団 弁護士（福岡） 青木 歳 男

## 1 はじめに

現在、福岡及び佐賀の弁護士13名は、アースハート被害弁護団を結成し、株式会社アースハート（以下「アースハート」という）の違法行為の認定を求め福岡地方裁判所で6件の訴訟を行っています。先行しておりました2件の訴訟に加え、昨年3回、今年1回の集団訴訟を提起しており、現在、総原告数169名、総額2億円超の訴訟となっております。

なお、アースハートは、任意団体つくしの会（NPO法人つくしの会）、宗教法人ひのもとなどの複数の法人格と一体となって活動しており、これらの法人や関係個人を全体として、アースハートと表現します。

## 2 アースハートとその活動の概要

アースハートは、宗教法人宝珠宗宝珠会の前身である「泰道」の会員であり、同会の幹部として活動をしていた野中邦子（以下「野中」という）を中心にしています。愛知、九州を特に中心として全国各地で、病に悩んでいる人間を対象として、「（アースハート）セミナーに参加すれば、誰でも『病気を軽減・治癒するハンドパワー』を習得できる、『光の作用で病気が治る』」などと謳い、受講生、会員を募っています。

受講後は、取得したハンドパワー（現在の呼称

は「マインドパワー」の素晴らしさを伝え、実践しなければ、パワーの効力が弱くなるなどと述べて、受講者の知人や親族にハンドパワーの実践（手かざし）をさせ、その後これらの知人や親族を勧誘させています。アースハートは新たな受講者の勧誘を「覚醒」と呼び、「ハンドパワー」の効力を維持し高めるために必要だとして、ある種の修行のような位置づけをして会員に新たな受講者の勧誘を迫り、「ローラー」と呼ばれる無差別一斉の勧誘を行わせます。

勧誘した人間を新たな勧誘者として使うこの手口は、人間関係者を利用したマルチ商法類似の手口であり、健康を切望する人々の気持ちを利用する点が大きな特徴です。

アースハートが存在すると主張する「ハンドパワー」には実体はなく、内容は全く意味不明です。しかし、人々の健康でありたいという願望、他人を健康にさせてあげたいという希望、あるいは自分自身や家族の病気からの解放の切望につけこみ、これら実体のない概念の習得のための講習費・入会金を詐取しています。

アースハートは、被害者らを勧誘するにあたっては「宗教ではない」、「西洋医学を超えた治療である」などと説明し、訴訟においても「光の作用には科学的裏付けがある」などと主張していましたが、被告が科学的な裏付けとする研究結果が実

際に行われたこと自体疑わしいものであることが裁判で明らかになっています。

### 3 被害の実態

アースハートの被害実態は概ね以下のとおりです。

まず、アースハートの会員（以下単に「会員」という）が、“ボランティア”などと称して、路上やイベント会場（祭りなど）で手かざしによる治療を勧めてきます。また、病気に悩む者やその家族に対して（ここでは「対象者」と呼びます）、架電や居宅の訪問によって直接接触を図ってきます。会員は、ハンドパワーによって「病気がよくなる」などと述べて、アースハートの幹部会員が主催する治療所と呼ばれる場所や講演会に連れて行きます。

治療所や講演会には多くのボランティアと呼ばれる会員が集まっており、そこを訪れた対象者に対して、口々に癌や脳腫瘍が治ったなどの“奇跡体験”を語りかけます。治療所を訪れた対象者は、力強く「どんな病気もよくなる」と断言する会員や幹部会員により、あたかもハンドパワーが存在するかの錯覚に陥るのです。

アースハートのハンドパワーによる“治療”は、基本的に患者の患部等に手をかざして、パワーを送るというもので、アースハートはこれを外気功の一種だと説明しますが、なぜ外気功なのか、どのような効能があるか、なぜ病気を治癒する力があるかなどについて、アースハートは科学的に説明できていません。

勧誘に際して、アースハートは酒やジュースの「味かえ」や「雲消し」という実技を実践して見せます。文字通り酒やジュースの味を変えるというのですが、酒やジュースの味が化学的に変化しないということはニュース番組でも検証されていますし、雲消しも特定の雲が短期間に消える自然現象を利用したものだと言及されています。もっとも、このような知識を持たない人間にとって、味が変わったといえばそうかもしれないと思うし、雲が消えたと言えば納得する人もいます。何より、病気に苦しんでいる人々は、「どんな病

気でも治すことができる神秘の力が仮に存在していたら」というはかない願望にすがらざるを得ない状況にあり、会員達の奇跡体験とともに、そのような奇跡の力が存在する錯覚に陥るのです。

対象者が、治療所に通ったり講演会に参加するなどすると、アースハートはこの対象者に対してハンドパワーを取得する講座（セミナー）を受講するように勧めます。このパワーを持てば、より確実に病気を直すことができるなどと述べて、パワーの取得を勧めます。対象者は、70万円のアースハートセミナー受講料と、1万2000円から2万4000円をつくしの会の年会費を支払います。これで、アースハートの会員となるわけです。

セミナーの内容は、先ずはじめに野中より「パワー入れ」という儀式を通してハンドパワーの伝授を受け、その後会員の奇跡体験の発表（がんが治った等）、病気の箇所を言い当てたり、酒やジュースの味換えなどでハンドパワーを実践し、実際に治療を行わせます。本当はなにも味が変わっていないし、病気が良くなっているわけではありませんが、セミナーに参加する従来の会員達は、受講者に対してあたかもハンドパワーの効果があつたかのように「味が変わった」「痛みが取れた」「すごーい」などと囃して、錯覚に陥らせます。

この受講段階になると、アースハートは、対象者に対して、治療の実践との名目でハンドパワーの治療を第三者に行わせ、そしてその第三者に対して新たな会員になるように勧誘をすることを勧め、やがて強く求めるようになります。他者に治療を行わないとハンドパワーが弱くなる、他者を「覚醒」（入会）させて病気や不幸から救うことでパワーが強くなる旨説明し、受講料を支払って奇跡的な力にすがった人達に対して、パワーを習得するために必要なことだとして、第三者への治療と勧誘を強要します。

この時点で、科学的な力であったはずのハンド・パワーは、いつの間にか修得者の努力によって得られる超常的な力となります。アースハートは、ハンドパワーを修得できない（病気が治らない）のは対象者の努力が足りないからだと言明し、勧誘ができない会員に対しては（勧誘する）



努力が足りないからハンドパワーが修得できないなどの非難が向けられるようになります。

対象者の多くは、今まであらゆる医学的治療を試みた重篤な病者でありその親しき関係者ですから、アースハートの触れ込み通りに「不治の病が治る可能性があるというのであれば」とできる限りの“努力”に励み、それが新たな会員の勧誘と獲得に繋がります。他方、勧誘（覚醒）に成功した会員に対しては、最大の賛辞が贈られアースハート内部で評価されるようになりますので、覚醒に成功した会員の善意（ハンドパワーを知らない人にこの素晴らしい力を伝える）に新たな動機付けを与えるのです。アースハートは様々な集会（無限塾）やイベントがあり、その活動を通じて会員のアースハートに対する帰属意識とハンドパワーの素晴らしさを世に広く伝える目的意識を持たせます。

他者を勧誘するという行為は、通常大変困難で、且つ慎重さを要する行為です。勧誘を行ったことにより人間関係を壊してしまう、他者に迷惑を掛けてしまうと考えるのは思慮を持つ人間としての当然の判断だからです。アースハートは、駅前や繁華街などの公共の場所での声掛けや、住宅地での戸別訪問を対象者や会員に無差別に行わせており、これを「ローラー」と呼んでいます。このローラーはアースハートへの勧誘を実際に行わせるとともに、上記の精神的な抵抗感を減じる役割も担っています。

多くの対象者は、存在しないハンドパワーを修得し、それによって病気を治したいと願って勧誘を試み、最大限の努力を尽くします。治療所に毎週通い、パワー入りのミネラルウォーター、化粧水、カレンダーをアースハートより購入し、ローラーに参加し、知り合いを勧誘します。しかし、ハンドパワーが存在しないので当然なのですが、病気も良くならずに、疲れ果ててアースハートを去って行きます。後に残ったものは、アースハートの活動に金銭や労力を費やした徒労感、そして勧誘によって修復不能となった人間関係と対象者に対する毀損した信用です。僅かに、勧誘を成功させた対象者や、ハンドパワーによって治癒した

と信じる会員（難病といえども自然に治癒するケースも当然ある）は、アースハートの組織内の評価を更に高めるためや自己の信心を全うするために、更に熱心な活動（主に勧誘）を行っていくのです。

さて、このようにアースハートの一連の行為を見ていくと、本件がやはり宗教名目被害と呼ばれる一連の消費者被害の一態様であることが理解出来ると思います。アースハートは、勧誘に際して、宗教ではないと受講パンフレットに記載していたこともあり、宗教を名乗ってはいません（この点は泰道と異なっています）。しかし、「ハンドパワー」「天主」などと特異な言葉を用い、何か奇跡的・神秘的な力が存在することを信じさせ、従わないと不利益が生じる旨を告げて（この場合“覚醒”しないと病気が治らない）、会員から不当な経済的利益を得ている点において、通常の宗教名目消費者被害と本質は同じなのです。

私達は、このようなアースハートの商法の反社会性に着目し、この反社会性を明らかにして、既に存在する被害者の救済のみならず、新たな被害の発生を防ぐために提訴に及んだものです。

#### 4 訴訟経過

弁護団は、本件一連の訴訟で、ハンドパワーという虚偽の効能を謳ったセミナーを受講させ、マルチ商法類似の勧誘行為を行わせたことにより、被害者に損害を与えたと主張し、不法行為に基づく損害賠償請求を提起しました。

当弁護団の訴訟の経過は以下のようになっています。

##### (1) 第一陣訴訟の経過

① 平成23年12月、被害者2名がそれぞれ福岡地方裁判所に提訴

請求金額各92万4000円

被告：株式会社アースハート、野中邦子、つくしの会こと西村泰一

② 平成24年4月27日、原告7名が福岡地方裁判所に集団提訴

請求額合計1112万5640円

先行訴訟に併合

③ 平成24年7月27日、原告21名（被害者としては20名）が福岡地方裁判所に集団提訴

請求額合計3323万3970円

先行訴訟に併合

④ 平成24年11月12日、原告17名が福岡地方裁判所に集団提訴

請求額合計2461万6965円

先行訴訟に併合

⑤ 平成25年6月11日、弁論準備手続終結

平成25年6月25日、原告本人尋問（原告5名）

平成25年7月9日、被告西村泰一本人尋問・被告側証人（会員医師1名、会員2名）尋問（被告ら代理人からの主尋問のみ）

平成25年7月16日、被告西村泰一本人尋問・被告側証人（会員医師1名、会員2名）尋問（原告ら代理人による反対尋問等）

平成25年8月27日、被告野中邦子本人尋問予定

## （2）第二陣訴訟の経過

① 平成25年5月31日、原告122名が福岡地方裁判所に集団提訴

請求額合計：1億4716万8826円

被告：株式会社アースハート、野中邦子、つくしの会の代表西村泰一

西村泰一、前田賢治、古家みさを、宗教法人ひのもと、社会福祉法人太陽の丘（\*法人税違反の刑事事件により明らかになった事実等を踏まえ、幹部個人及び関連法人一部を被告に加えました）

② 平成25年7月8日（月）、第1回口頭弁論期日先行訴訟とは別に審理。

③ 平成25年秋、第2陣第2次提訴予定

## （3）訴訟の焦点

本件訴訟で問題となった点を以下のとおり説明します。

### ア ハンドパワーの科学的存在

アースハートは、ハンドパワーを科学的根拠に基づく外気功の一種であるとして、これによりどんな病気でも治せると謳って勧誘をしていましたので、ハンドパワーの実証が問題となりました。

被告らは、ハンドパワーの存在と効能を実証したとするつくしの会の会報記事や、アースハートが出版している会員医師らの小冊子を証拠として

提出してきました。しかし、実験はあたかも中立的な施設が実証実験を行ったかの体裁を取っていたに過ぎないこと、また小冊子は科学的・医学的な検証を経ているものではないことが公判廷で明らかになっています。

イ アースハートの一連の行為が組織的・意図的な不法行為であること

一連の行為が組織的・意図的なものであることの立証は、本訴訟の肝です。

ここで重要な事実が、野中が泰道という団体の幹部として所属していたところ、その泰道の一連の活動が先の集団訴訟で既に違法と認定されていることです。アースハートが提唱するハンドパワーとその治療方法は、かつて野中が所属し、裁判によって違法と認定された泰道の活動と酷似しています。

例えば、アースハートでは、新たな会員の獲得を「覚醒」と呼び、野中がかつて所属した泰道では「覚生」と呼んでいました。また、泰道にも「味変え」や「雲消し」という実技が存在し、さらに「遠隔法」と呼ばれる離れた場所からの治療方法も同様に存在しています。

福岡地方裁判所平成14年9月11日判決は、「「生命の作用」を使うことにより、酒の味を甘くしたり辛くすることも雲を消すことも、病気を治療することもできる」としていた泰道について、「自分に対して行われた勧誘と同じように、病気や障害に苦しんでいる者あるいは健康に不安を抱えている者に対して、体験談を話したり、「酒の味変え」の実演を行うなどして「生命の作用を信じさせるとともに、その「生命の作用」を身に付けることで病気・障害を治癒・軽減させることができるなどと告知するといった詐欺的手法により泰道への入会を勧誘し」「その結果、泰道では新規に入会した者から更に多額の金員を獲得していたものである」としたうえで、「このような会員の勧誘から組織拡大・新規会員獲得に至る一連のシステムは、明らかに社会的相当性を逸脱するものであって、違法なものと言わざるを得ない」と判示しています。

アースハートが、泰道と名称のみならず、その



活動においても酷似していることがわかれると思います。野中は、泰道に入会し、泰道の幹部として同じような活動を行っており、そのノウハウを熟知していたところ、泰道を出て、同様の違法商法に及んでいるのです。

#### ウ 損害（特に慰謝料）

本訴訟は集団訴訟に発展しており、個々の被害者の損害、特に慰謝料が認められるべきかが問題となりました。

表面的には、詐欺的手法に基づいて受講契約を行った違法行為が存在するだけのようにも見えます。しかし、一連のマルチ商法類似のアースハートの活動は組織的・計画的なものであり、受講者をアースハートの活動に従事させて新たな勧誘を行わせ、結果受講者の人間関係まで破壊したところこそが事件の本質なのですから、慰謝料を含めた広い範囲での損害の回復が認められなければなりません。

被害者の多くは不治の難病を患い、障害に悩む者やその近親者です。医療機関からも手の打ちようがないと言われ、絶望に打ちひしがれた者達が最後の希望にすがらざるを得ない状況にあることを熟知したうえで為されたアースハートの勧誘は卑劣の一言であり、はかない希望を残酷にも打ち砕かれた被害者の心情はまさしく筆舌に尽くしがたいものと考えます。

そこで、この点について、弁護団はその旨主張を尽くし、集団訴訟としては極めて手のかかる方法ですが、原告一人一人個別的に損害の立証を尽くすことにしました。当時の交通費や治療費（1回3000円）まで主張し、立証に役立ちそうな証拠をかき集め、慰謝料を請求する原告については全員の陳述書を提出しました。

## 5 弁護団活動

アースハートに対する訴訟活動はわずか2名の原告から始まりました。

弁護団長である大神周一弁護士が、泰道の被害弁護団に参加していたことから、泰道を離れた野中を中心とするアースハートの活動を注視していました。

しかし、入会金が泰道の半額（70万円）であること、アースハートが入会金の返還に素直に応じていたことから、訴訟にまで発展することはありませんでした。偶々アースハートが請求に応じないことがあり訴訟に至ったことが今回の一連の訴訟の発端でした。

この最初の提訴を契機に、原告を募ったのですが、訴額が低額であり費用倒れのおそれがあること、もうアースハートとの関わりを持ちたくないという被害者の心情から、原告がなかなか集まらない時期がありました。

そこで、弁護団として、被害110番を開催するだけでなく、積極的に報道各社へ集団提訴の宣伝を行い、被害者が多くいる地域に出向いて説明会を行い、提訴に消極的な被害者に対して説明を行いました。特に、アースハートの活動は本部がある福岡のみならず、愛知県を中心とする東海地方で繰り広げられており、同地方で大きな問題となっていましたので、被害者が多くいる東海地方での説明会は必要でしたし、実際に説明会は被害者の背中を訴訟参加へと強く後押ししてくれたと思います。

説明会では、泰道と野中の関係、泰道の違法性を認めた判決の存在、アースハートの活動が法的に問題となる理由、訴訟の意義という点を説明しました。

アースハートの被害者は、裁判をすることに対して消極的な方が少なくありません。その理由の一つが、アースハートの商法が果たして違法なのかどうかという確信を被害者が持てなかったのだと思います。

宗教名目被害は消費者にとっても馴染みの浅い事件で、被害者は、自分達が支払った受講料の返還を求めることが法的に可能なのか、アースハートの活動に関与したことに対して補償を求めることがどうしてできるのかという疑問もありましたし、そもそも被害にあったこと（騙された）に気づきにくいという構造上の問題があったのです。ハンドパワーという目に見えない力が売り物であることから、自分だけが治らなかったのかもしれない、頑張りが足りなかったのかもしれない

い、という思いからなかなか相談に至らない被害者が多いのです。これは、我々弁護士と違い、被害者の方々にはそれぞれが関わった範囲でしかアースハートの活動が見えず、アースハートの違法な活動全体が見えないからでしょう。

このような被害者に納得してもらうのに大変役に立ったのが、説明会で上映したニュース番組の特集でした。アースハートの活動の問題を指摘した数年前に放送された特集は、味変えに化学的変化が生じないことを糖度計によって検証し、病気が治らない被害者が他にも多数存在することを紹介しています。ハンドパワーに効き目がないことが立証され、テレビで詐欺的に取り上げられていた団体であることを知った被害者は、「やっぱり嘘だったんだ!」と大いに納得をされました。後に訴訟で私が担当することとなった原告女性は、説明会に参加していたのですが、説明会で一通り説明が終わった後、個別に話を伺うと、涙を流して「許せない」と述べて、訴訟参加を決心しました。説明会の開催は訴訟の後押しに大変有効な方法だと実感しています。

このような地道な活動が実を結ぶようになり、当初は7名だった集団提訴も、次の集団提訴では20名が追加して、更に次では17名の原告が追加して集まるようになり、弁護団と訴訟への注目が高まっていました。

平成25年1月31日に、アースハートに対する法人税法違反容疑で、創始者である野中邦子、現代表取締役前田賢治、役員古家みさをが逮捕され、その後起訴されました。脱税の手法としては、アースハート主催のセミナーの受講料を、本人には言わずに、宗教法人の寄付金として所得申告していなかったというものが主で、脱税額は4年間で8億円にもなっていたようです。

この逮捕・起訴が全国的に大々的に報道されたことを受け、当弁護団で緊急電話相談を行ったところ、全国各地より電話が殺到する事態となりました。初回の電話相談では約120件、翌週の2回目の電話相談では約70件、その後も被害者や親族からの問い合わせが続いており、逮捕後の相談だけでもすでに440件を超え、社会的にも耳目を集

める事件へと発展しました。この相談の多くが第2陣訴訟の原告(122名)となっています。

弁護団に対し積極的に訴訟委任を申し込まれる多くの被害者の方々に接するにつれ、これまでの弁護団の活動が報われたようであり、またここから更にアースハートへの追求を強めなければと考えるところです。

先行していた第1陣の裁判はすべて併合され、証人尋問を経て、この秋には結審することが見込まれており、平成25年8月20日現在、野中邦子の尋問を残すのみです。

私たちは、この先行裁判で、裁判所の判決を得て、アースハートの違法性・反社会性を明確にし、今後の被害の防止とより多くの被害者の救済に務めたいと考えています。

今後も、皆様方のご支援・ご協力をますます必要として参りますので、ご助力いただきますようお願いし、報告といたします。

#### 【アースハート被害対策弁護団】

団 長 弁護士 大神周一

(福岡：平和の森法律事務所)

副 団 長 弁護士 小山一郎

(佐賀：小山法律事務所)

事務局長 弁護士 西岡里恵

(福岡：平和の森法律事務所)

同上代理 弁護士 是枝秀幸

(福岡：鴻和法律事務所)

(事務局連絡先) 電話：092-735-4777

福岡市中央区赤坂一丁目15番33号 ダイアビル福岡赤坂7階 平和の森法律事務所

お問い合わせなどございましたら、上記までお願いいたします。